

太田市中小企業設備資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和3年太田市条例第18号）の規定に基づき、中小企業者が市内に施設、設備等を設置する場合の資金を融資することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保証協会 群馬県信用保証協会をいう。
- (2) 保険法 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。
- (3) 損失 保証協会が代位弁済をした保証付融資に係る元金をいう。
- (4) 中小企業者 保険法第2条第1項第1号、第3号（中小企業等協同組合に限る。）、第4号、第7号及び第8号に規定するものをいう。
- (5) 工業団地等 県企業局等が造成した工業団地、流通団地、リサーチパーク及びこれらに準ずる団地として市長が認めたものをいう。
- (6) 提携市町 本市と提携した桐生市、館林市、足利市及び佐野市並びに本市に隣接する群馬県内の町をいう。
- (7) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫をいう。
- (8) 工場等 工場、店舗、倉庫、研究・開発施設等並びに機械装置、販売設備及び駐車場施設をいう。
- (9) 新鋭機械 制御指令信号に基づき製造加工を自動的に調整できる機械設計、製造システム及び三次元測定機等の高度自動化機械をいう。
- (10) 公害防止施設 公害防止の施設、機械器具及び装置をいう。
- (11) 福利厚生施設等 工場、店舗、倉庫等に付随する食堂、更衣室、休憩室等の施設及び設備をいう。

(資金融資の種類)

第3条 資金の融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 太田市中小企業設備近代化資金（以下「近代化資金」という。）
- (2) 太田市中小企業設備高度化資金（以下「高度化資金」という。）

(資金措置)

第4条 市長は、金融機関が融資を行ったときは、予算の範囲内において、その融資額を限度として、当該金融機関に資金を預託するものとする。

- 2 前項の預託期間は、預託を行った年度の末日までとする。
- 3 市長は、融資の期間が翌年度以降にわたるときは、予算の範囲内において、預託の年度以降14年を限って預託の対象とすることができる。ただし、延滞額（年次償還表を基準とする。）があるときは、その部分について資金預託を行わない。
- 4 第1項の預託の条件については、市と金融機関との協議による。

(資金使途)

第5条 資金の用途は、第2条第8号から第11号までに規定する施設、設備等に要する資金とする。

(融資条件)

第6条 融資の条件は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第7条 融資を受けようとする者は、中小企業設備資金融資申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(融資の審査決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、融資に係る企業調査を行い、速やかに融資の可否を決定し、中小企業設備資金融資決定通知書により融資申請者、保証協会(保証付のもの)及び金融機関へ通知するものとする。

(期限前償還)

第9条 金融機関は、融資を受けた者がこの要綱に違反したときは、その者に対し、融資に係る資金の全部又は一部を返還させなければならない。

(融資報告)

第10条 金融機関は、融資を行ったときは、中小企業設備資金融資報告書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(近代化資金の信用保証)

第11条 金融機関が近代化資金の融資を行ったときは、保証協会は、当該債務の保証を保険法に基づく保険に付するものとする。

2 市は、保証協会に対し、予算の範囲内において、保証協会との契約により出えんをするものとする。

3 保証協会の保証業務については、この要綱に定めるもののほか、保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

4 市は、保証協会が保証した債務のうち、代位弁済した金額に対し、別に定める損失補償に関する契約により予算の範囲内で損失を補償する。

(近代化資金の融資期間の特例)

第12条 市長は、近代化資金の融資を受けた者が経済状況の急激な変化により著しく経営環境が悪化し融資期間を延長する必要があると認めるときは、1年を限度として、1回限りこれを延長することができる。

2 前項の規定により融資期間の延長を受けようとする者は、速やかに市長にこの旨を申し出なければならない。

(保証協会に対する補助)

第13条 市は、保証協会が第6条別表に規定する保証に係る保証料を軽減するため、一般の保証料率より低率の保証料を定めた場合は、低率にしたことによる保証協会の収入減を軽減するため、当該収入減額を限度として、保証協会に補助を行うものとする。ただし、中小企業者の選択により経営者保証を提供しない場合に上乘せとなる保証料については、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市中小企業設備資金融資要綱(平成6年4月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 3 平成23年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、その手続きが完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された条例第6条で定める融資期間に3年を加えた期間を限度として、融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この条例に定めるもののほか太田市中小企業設備資金融資期間延長に係る特例措置取扱要領に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

別表（第6条関係）

種類 条件	近代化資金	高度化資金
融資対象者	市内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上継続して同一業種に属する事業を営み、市税（国民健康保険料を含む。）を完納している中小企業者	左に同じ
融資限度額	3,000万円	5,000万円
融資利率	市が金融機関と協議して定める。	左に同じ
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）	左に同じ
償還方法	元金均等月賦償還とする。	左に同じ
担保	金融機関の定めるところによる。	左に同じ
保証人	金融機関の定めるところによる。	左に同じ
信用保証	保証協会の保証を付する。	金融機関に委ねる。
保証料負担	全額市の負担とする。	信用保証付で融資を受けた場合は、申請者の負担とする。